

賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、東京都正札シール印刷協同組合（以下、本組合）が定款第54条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力・理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。なお、賛助会員は「法」に定める組合員には該当しない。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者であって、次の各号に掲げるもの。

- (1) 本組合の地区内に、本社・事業所を有しない中小規模シール印刷企業。
 - (2) シール印刷に関連する資機材等を、本組合員に対して販売することを業として営むもの。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、シール印刷業に関連する流通、情報、利用・消費などに関わる事業を営むもの。
- 2 前各号に掲げるもののほか、本組合の目的に賛同し、事業に協力しようとするグループ・団体。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、賛助会員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6項に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、その他これに準じる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者。
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる者。
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合員・会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業
 - ・ 本組合主催のセミナーや講演会への参加
 - ・ 支部会等への参加
 - ・ 印刷用副資材、刊行物等の組合員価格での購入

(加入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

3 賛助会員として加入しようとする者は、会費のほか入会金（事務手数料1万円）を納付するものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、年会費を納付するものとする。

2 会費の額は、6万2000円とし、一括（7月末日）納付するものとする。ただし、年度途中に加入する場合は1カ月5000円割合で、徴収することとする。

(脱退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。ただし、納付された会費は返還されない。

(除名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

平成28年5月26日改正